

イルハン朝におけるペルシア語文書行政とインシャー術の伝統
—— 14世紀の書簡術指南書『ジャラルのための贈物』の成立背景と
その文書用例の分析 ——

Persian Traditional Art of Letter-writing (*inshā'*)
under the Rule of the Mongol Chancellery in Ilkhanid Iran :
Analysis of Sample Decrees in *Tuhfa-yi Jalālīya*, an *Inshā'* Manual
from the Early 14th Century

渡部良子
Ryoko WATABE

Abstract This paper discusses the situation for Persian traditional art of letter-writing (*inshā'*) under the Ilkhanate, the Mongol dynasty of Iran (1258–1335), through the examination of sample decrees in *Tuhfa-yi Jalālīya*, an influential Persian *inshā'* manual from the early fourteenth century.

Extant Mongolian and Persian documents of the Ilkhanid period suggest that Ilkhans obeyed the hierarchical order of the Mongol Empire in which the Great Qa'ans' *jarliys* (order) were distinguished from other princes' letters, *iiges* (word). In the same time, in their dominion of Iran, Ilkhans' orders (*yarliḡh*) were given special authority over the other administrative letters (*sōz* "word") of Mongol *amīrs* and Iranian *wazīrs*, and were essentially drafted in Mongolian language, meanwhile the latter were issued in Persian. In drafting the Persian versions of Ilkhans' *yarliḡhs* the rules and artistic styles of *inshā'* were often ignored and the traditional art of *inshā'* seems to have lost its significance as the art for drafting the royal decrees. In the other hand, there are cases when Persian orders were drafted in company with Ilkhans' *yarliḡhs* concerned with civil affairs of Iranian society and those orders could be composed in the traditional style of *inshā'*.

In the sample decrees in *Jalālīya*, we can observe the continuity of traditional styles of Persian royal decree and the changes brought by the Mongol chancellery practices. One of the important elements introduced in the structure of Persian documents under the influence of Mongolian decrees, the beginning formula of addressing to the public addressees, "[addressees] should know (*bi-dānand*)", wasn't adopted in the sample decrees with the traditional structure containing a particular clause of the same function. In the other hand, the formula of *dispositio* informing the rank of the decree (*yarliḡh* or other letters) and the use of Turkic-Mongolian terms of special importance show that in the Ilkhanid chancellery the Persian art of *inshā'* adopted the various styles of Mongolian decrees. We can understand that these changes which occurred in the art of *inshā'* during the Ilkhanid period were succeeded to the styles of *Dastūr al-Kātīb*, the famous *inshā'* manual compiled for the Jalayrids, the successor dynasty of the Ilkhanate, under whom Persian language regained its status as the official language for drafting royal decrees.

Keywords The Mongol Empire (モンゴル帝国), The Ilkhanate (イルハン朝), Chancellery system (文書行政), Persian art of *inshā'* (ペルシア語インシャー術), Persian documents (ペルシア語文書)

はじめに

13-14世紀、ユーラシアにおけるモンゴル帝国（大モンゴル・ウルス *Yeke Mongyol Ulus*）の支配がイラン高原の社会に与えた重要な影響の1つに、ペルシア語行政文書様式の変化がある。モンゴル帝国の1ウルスとしてイラン高原を支配したフレグ・ウルス=イルハン朝（1258-1335）におけるモンゴル語文書行政と、モンゴルの統治理念を反映した命令文書式の導入は、ペルシア語文書にも様々な変化をもたらした。14世紀末-16世紀、ティムール朝、トゥルクマーン王朝、サファヴィー朝初期まで続いた行政文書の特徴的な書式（テュルク語冒頭書式や命令文開始部の行降格）、さらに後代まで継承された尊敬対象語の抬頭や印章の使用などは、モンゴル支配を通しもたらされたものである [Fragner 1999]。これらモンゴルの要素の受容のプロセスの解明は、ペルシア語文書行政史研究において重要であるのみならず、モンゴルのイラン支配におけるモンゴルの統治技術と在来のペルシア語官僚技術の共存・融合の諸相を明らかにする手がかりにもなりえる。

モンゴル支配期イランの文書研究には、厚い蓄積がある [cf. 四日市 2015b: 260-264]。特に、イラン北西部アルダビールのサファヴィー教団聖者廟文書群（アルダビール文書）の研究を牽引してきた G. Herrmann による未刊行ペルシア語行政文書 28 点の校訂・研究の刊行は、その研究環境を飛躍的に進歩させた [Herrmann 2004]。近年は、これら文書研究の成果をモンゴル帝国及び東アジアの大元ウルスの文書行政システム¹⁾と比較し、ユーラシア規模のモンゴル帝国文書行政の展開を解明しようとする試みも行われつつある [小野 1993, 2010; 四日市 2015a, b; 宮 2012, 2014]。しかし、イルハン朝下でモンゴル語・ペルシア語文書行政が実際にどのような分業関係にあったのか、特に、伝統的なペルシア語文書起草術=インシャー術 (*insha'* 散文術、書簡・行政文書起草術) がいかなる役割を担っていたのかという問題には、未だ不明な点が多い。

10世紀ガズナ朝期以降、イラン高原の行政語のペルシア語化に伴い、ペルシア語インシャー術は命令書・外交文書を厳密な書簡儀礼と技巧文で起草する技術として、高度に発達した²⁾。13-14世紀モンゴル支配期にも、様々な模範作品集や書記のための技術指南書（インシャー作品）が生み出され、インシャー術の最盛期とされる15世紀ティムール朝時代につながる伝統の継承が行われた [渡部 2003]。ペルシア語インシャー術がモンゴルの文書行政の下でどのような変化を蒙りつつ、その伝統を維持していったのか、この問いはイラン高原におけるモンゴルの文書行政の独自の展開を考察する上で、欠かせない視点である。筆者はかつて、モンゴル支配期のインシャー術指南書作家らが持っていたモンゴルの文書規範に

1) モンゴル帝国・大元ウルス文書行政の研究には膨大な蓄積があるが、その全体像を捉えうる主要な研究として杉山 1990; 松川 1995; 宮 2003; 堤 2003; 船田 2007 を挙げる。

2) 近世ペルシア語インシャー術の発展とインシャー作品の編纂史については、Paul 1998; Mitchell 1997.

関する認識、またこの時代の最も有名な指南書・用例集であるジャライル朝（1340-1432）初期の『書記典範 *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*』に見えるイルハン朝第7代君主ガザン Ghazan (r. 1295-1304) の文書行政改革の影響について分析し、インシャー術へのモンゴルの文書行政の影響の浸透を指摘した [渡部 2002, 2003]。しかし、インシャー術指南書に収録された行政文書用例がイルハン朝文書行政でどのような役割を担っていたのか、またそれらの用例にはモンゴル文書行政の影響がどのように反映しているのかを、具体的に検討するには至らなかった。モンゴル支配期文書研究は前述のように著しい進歩を見せているが、その成果を踏まえた『書記典範』以前のイルハン朝期インシャー作品文書用例の研究は、全く行われていないのが現状である。

本稿で分析の対象とするハーリー Muḥammad b. 'Alī Nāmūs Khwārī の『ジャラルの贈り物 *Tuhfa-yi Jalāliya*』(以下『ジャラル』)は、イルハン朝第8代君主オルジェイトウ Öljeitü (r. 1304-16) 期の 708-11/1308-12 年頃、同朝の有力官僚一族ファルユーマディー家の一員 Jalāl al-Dīn Abū Yazīd Zangī b. Ṭāhīr al-Faryūmadī に献呈された、『書記典範』にも多大な影響を与えたペルシア語インシャー術理論書である [Watāba 2000: 34-49; 渡部 2002: 6-7]。その命令書用例は『書記典範』成立以前の、イルハン朝文書行政下のインシャー術の状況を明らかにしうる史料であるが、未だ校訂・出版されていないためか、その分析が試みられたことはない。

そこで以下、まず第1章では、文書史料・写しとして残るイルハン朝期ペルシア語行政文書史料の情報の整理を通し、イルハン朝文書行政でモンゴル語・ペルシア語がどのような分業関係を持っていたのか、そしてその中でペルシア語インシャー術による行政文書、特にイルハンの勅令ヤルリグ (yarligh) のペルシア語版がどのように発行され得たのかを検討し、『ジャラル』命令書用例の成立背景を明らかにする。そして第2章では、『ジャラル』命令書用例の構成・書式に、インシャー術の規範の継承とモンゴルの文書行政の影響がどのように見られるのかを、同時代の行政文書用例、そして『書記典範』と比較しつつ検討する。これらの作業により、イルハン朝下のペルシア語文書行政の実態と、その中で伝統的インシャー術が蒙った影響について考察する材料を提供するのが、本稿の目的である。

I. イルハン朝文書行政におけるペルシア語文書発行とインシャー術の役割

1 イルハン朝文書行政におけるモンゴル語・ペルシア語の分業関係

イルハン朝では、ペルシア語による行政文書発行はどのように行われていたのか。イルハン朝下でのペルシア語文書・命令書を伝える史料としては、(1) 現存文書史料、(2) 碑刻された文書、(3) 史書に記録された写し、(4) インシャー作品 (指南書・インシャー集) 中の用例を挙げることができる。

現存するイルハン朝のペルシア語行政文書は、現在までに 18 点が刊行されている。これ

らの文書は、後述のイルハンのモンゴル語命令文を伴う2言語文書1点、王族発令文書1点を除き、モンゴル・アミールかイラン系（タージーク Tājik）の宰相（wazīr）・財務長官（*ṣāhib-dīwān*）の発令文書である³⁾。現存する限られた数のイルハン発令文書はすべてモンゴル語であり、ペルシア語文書は確認されていない⁴⁾。

イルハンのモンゴル語文書は、モンゴル帝国文書行政で大カンのみが発しうる「おおせ（*jarliq*）」の語は用いず、その下位に属する王族の冒頭書式「我らのことば（*üge manu*）」を遵守していた〔四日市 2015b: 260〕。しかし、イルハン朝内部では、*jarliq* がテュルク語・ペルシア語化したヤルリグ（T. *yarligh*~P. *yarligh*）がイルハンの命令を指す語として広く用いられた。現存のイルハン発令文書のうち、第9代アブー=サイード Abū Sa'id (r. 1316-35) の小型方形金印を持つ725/1325年付税務関連命令書のみが、モンゴル語命令文の裏面にほぼ同内容のペルシア語命令文が記されるという独自の形式を持つ〔Herrmann & Doerfer 1975b〕。が、このペルシア語命令文は、裏面の金印付ヤルリグ（*yarligh ba-altün-tamghā-yi dimn*）に準拠した大ディーワーン（*dīwān al-a'lā*）の発令文書であり、イルハン発令ヤルリグまたはその翻訳ではないこと、またこの文書形式は、ガザンの財政・文書行政改革で制定された財務用小型金印（*altün-tamghā'i kūchik*）による財務関連ヤルリグの独自の形式であることが、ジャライル朝シャイフ=ウワイズ Saykh Uways (r. 1356-74) 期の同一形式文書3点の研究から明らかになっている〔Herrmann & Doerfer 1975a; Ṣayḥ al-Ḥukamā'i・松井・渡部 2017〕。すなわち、ディーワーンの管轄の財務の案件であっても、イルハンのヤルリグはモンゴル語で発行されるという規範が保持されたことを、この2言語文書は示していると考えられる。君主発令のペルシア語命令書が文書史料で確認できるのは、ジャライル朝期以後である⁵⁾。

イルハン朝のアミール・高官発令ペルシア語文書の特徴は、アラビア文字テュルク語の冒頭書式「〔発令者の〕ことば（…… *sūzi*）」である〔Herrmann 2004: 10-16; 四日市 2015b:

3) これまでに現存が確認されるイルハン朝期ペルシア語文書史料の所在については、四日市 2015b: 260-262。既刊18文書のうちアミール・高官発令文書16点〔Herrmann 2004: Urkunden I-IX, XI-XIII; Soudavar 1992; Papazian 1962; Ṣayḥ al-Ḥukamā'i 2015〕、イルハン発令文書（モンゴル語・ペルシア語）1点〔Herrmann & Doerfer 1975b〕、王族1点（アブー=サイード妃 Dilshād Khatun）〔Herrmann 2004: Urkunde X; 小野 2010〕である。ただし四日市が指摘する通り、イエールサレム Ḥaram al-Sharif 文書やイラン国立博物館所蔵未刊行アルダビール文書など未だ研究されていない文書があり、その全体像はまだ明らかになっていない。

4) イルハン朝期モンゴル語文書とその研究に関しては、四日市 2015b: 262; Ṣayḥ al-Ḥukamā'i・松井・渡部 2017: 51, 133。

5) ジャライル朝期のペルシア語君主発令文書には、シャイフ=ウワイズ期の金印財務命令書3点（759/1358, 761/1360, 日付不明）〔Herrmann & Doerfer 1975a; Ṣayḥ al-Ḥukamā'i・松井・渡部 2017〕、同治世間のヤルリグの発令宣言を持つ発令者不明文書（773/1372, 775/1373）〔Qā'im-Maqāmī 1347kh; Ṣayḥ al-Ḥukamā'i・松井・渡部 2017: 65, n. 16; Herrmann 2004: Urkunde XXV〕、フサイン Ḥusayn (r. 1374-82) 発令勅令（*farmān*, 780/1378）〔Herrmann 1973〕、ヤルリグ発令宣言の発令者不明文書（781/1379）〔Herrmann 2004: Urkunde XXVI〕がある。

265-274]。イルハンにより朱印 (āl-tamghā) を授与されたアミール・高官の朱印文書では、[[イルハンの] おおせにより (…… yarlighīndīn) / [発令者の] ことば (…… sūzi)] という、イルハンの「おおせ」による権限付与を示す冒頭書式が特に用いられる⁶⁾。これは、イルハン朝のアミール・高官発令文書が、モンゴル帝国で大カンの権威のもと発行される他王族や臣下の「ことば (M. üge~T. söz)」に相当することを示している⁷⁾。

限られた数の既刊文書から断定的な結論を下すことは無論不可能だが、確認しうる限りのイルハン朝期行政文書史料からは、イルハン朝文書行政が大カンの「おおせ」を頂点とするモンゴル帝国文書行政の「おおせ-ことば」の階層的秩序に服しつつも、内部ではイルハンのヤルリグを頂点とする同様の秩序を有していたこと、そしてイルハンのヤルリグはモンゴル語で発行されるという慣行が貫かれる一方、アミール・高官発令文書は基本的にペルシア語で発行されるという⁸⁾、モンゴル語・ペルシア語の分業関係があったことが窺われる。『ジャラルール』著者ハーリーは、「当節は命令書 (amthila wa manāshir) が殆どモンゴル語で書かれるので、当代のワズィール達や貴顕達がこの分野で書くものはさほど雄弁を必要とせず、彼らに対し書かれるものはどのようなものか説明する必要はない」[T] / T: 40a; 渡部 2003: 202-203] と述べているが、この言葉はモンゴル語によるヤルリグの発行、そして従来は君主勅令起草を担っていたインシャー術 (雄弁) の役割の相対的低下という、イルハン朝期のペルシア語文書行政の状況を示していると考えられよう。

2 ペルシア語版ヤルリグの発行と伝統的インシャー術の役割

イルハン朝のヤルリグがモンゴル語で発せられる慣行が貫かれていたとすれば、そのペルシア語への翻訳、命令伝達はどのように行われていたのか。クビライ期 (r. 1260-94) に高度に文書行政が整備された大元ウルスにおいては、皇帝の聖旨を正確に漢語に訳する直訳体翻訳、また皇帝の命令を漢人の文人官僚が起草し諸方へ送付する詔書 (雅文聖旨) の制度が行われたという [宮 2003; 船田 2009: 20, n. 10]。イルハン朝に類似の制度が存在したのか、史料的制約もあり検証は困難だが、ヤルリグとされるペルシア語文書は碑刻文書、史書中の

6) アミール・高官発令文書としての朱印文書 (āl-tamghā) については、四日市 2015a; 四日市 2015b: 281-283。タージークの宰相・財務長官発令文書の場合、イルハンの「おおせ」に加え政権の筆頭アミール達の「ことば」を拠り所とし、[[イルハンの] おおせにより (…… yarlighīndīn) / [(アミール) ……の] ことばにより (…… sūzīndīn) / [発令者の] ことば (…… sūzi)] の冒頭書式を用いた [Soudavar 1992; Herrmann 2004: Urkunde VI]。

7) 大元ウルスの命令文冒頭書式の序列については、松川 1995: 38-40。「[君主の] おおせにより」という定型句は、大元ウルスにおいて帝師が発行した法旨の冒頭書式に近い [松川 1995: 39]。

8) アミールによるモンゴル語文書発行が行われなかったわけではなく、四日市はイラン国立博物館所蔵アルダビール文書群に未刊行のアミール発令モンゴル語文書が存在すると指摘している [四日市 2015b: 259-260]。またモンゴル語 (khaff-i mughūli) でアミールの受領書 (yāfta) と署名 (nishān) を偽造する詐欺があったという『集史』の記述からも [JT/Rawshan: II, 1489-1491]、モンゴル語文書は広く流通していたと考えられる。

写し、インシャー作品用例として一定数存在し、そこには構成・文体がインシャー術の規範を遵守したものとそれからかけ離れたものの、2種が確認できる。

現在までに確認されているイルハン朝期の碑刻文書は、アニ Ani (現トルコ共和国東部カルス県) とグルジスタン地方 (wilāyat-i Gurjistān) の規定外徴税を禁じるアブー=サイード期のアラビア語・ペルシア語・グルジア語・アルメニア語 4 言語碑文 1 点のみである [Barthold & Hinz 1951]。史書に収録されたヤルリグとしては、ラシードウッディーン Rashīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī (d. 1318) 『集史 *Jāmi' al-Tawārīkh*』のガザンの改革のヤルリグの写し (sawād-i yarligh) 7 点⁹⁾がある。この2つは文体も簡潔で、構成もインシャー作品用例とは異なる。特にガザンのヤルリグは、大カン命令文の冒頭書式のイスラーム的表現であるアラビア語・ペルシア語冒頭書式 [小野 1993: 206-204]、本文開始部で発令の通知対象の人物・役職を列挙する「……は知るように (…… bi-dānand)」という通知先書式 (次章 2(1) 後述)、またテュルク・モンゴル語彙の多用¹⁰⁾などに、モンゴル語命令文の書式の色濃い影響が窺われる。ただしこれらのヤルリグ写しは、改革を輔弼したラシードウッディーン自身の起草と考えられ¹¹⁾、モンゴル語ヤルリグの翻訳とは断定できない。アニ碑文のペルシア語文 [Barthold & Hinz 1951: 243-244] は、『集史』ヤルリグが示すようなモンゴル語命令文書式の特徴はなく、他 3 言語テキストが解読されていないこともあって、翻訳の可能性の検証や作成手順の解明は現時点では困難である。しかし、これらペルシア語ヤルリグが、インシャー術の規範や技巧を遵守せずに作成されていることは、注目に値する。

一方、イルハン朝期のインシャー作品には、伝統的なインシャー術に基づき作成されたペルシア語版ヤルリグが存在する。13-14 世紀のインシャー術指南書のうち、イルハン朝文書行政と直接的つながりを持つ作品は『ジャラルール』、そして同じくオルジェイトゥ治世に編纂され、宰相サアドウッディーン・サーワジー Sa'd al-Dīn Sāwajī (d. 711/ 1311) に献呈されたタブリーズイー Falak 'Alā' Tabrizī の書簡術・財務術指南書『幸運の書 *Sa'ādāt-nāma*』¹²⁾ である。これら指南書の命令書用例は官職任命文書が主であるが (表 2, 3 参照)、

-
- 9) ガザン・ハン紀第 3 部 (1-4) 14 章・カーディー職・司法制度に関する 4 ヤルリグ, (5) 16 章・税制改革, (6) 21 章・度量衡改革, (7) 24 章・イクター授与のヤルリグ [JT/Rawshan: II, 1387-1407, 1430-1441, 1462-1466, 1479-1486]。このうち (5) (6) (7) の日本語訳・詳細な研究は、本田 1991: 238-250, 261-322, 333-341。
- 10) イクター授与ヤルリグに登場する多数のテュルク・モンゴル語語彙については、本田 1991: 245-250 を参照。
- 11) ワッサーフ Waṣṣāf は、ラシードが諸改革について「詳細な命令 (dastūrī mutawwal) を書き、その祝福された宰相がその発明者であるところの、祝福された筆による命令の写し (nuskha-yi ān dastūr-i mubārak-raqam ki mukhtari'i ān dastūr-i mubārak-qadam ast) を王国の諸方へ送付した」[TW: 347] と述べている。
- 12) タブリーズイーには他にサーワジーの息子 Sharaf al-Dīn に献呈した『シャラフの機知 *Laṭā'if-i Sharafī*』(706-11/ 1306-11) があるが、これは『幸運の書』の簡略版である [ST: 418-434; 渡部 2003: 220]。この他、地方政権で編纂されたインシャー集・指南書にも、イルハン朝のヤルリグと見なしうる文書写しが含まれる。ルーム・セルジューク朝期のインシャー集に収録されたヤルリグ

イルハン朝での官職授与はヤルリグで行われたと考えられ¹³⁾、次章に見る通り『ジャラール』用例の多くはヤルリグと明言されている。これらペルシア語ヤルリグは、どのような手順で起草・発行されたのか。その手がかりとなるのが、『ヘラート史記 *Tārikh-nāma-yi Harāt*』に見える、カルト朝君主ギヤースッディーン Ghiyāth al-Dīn (r. 1308-29) 治世 714/1314-5 年におけるヘラートの大カーディー任命のヤルリグ発行である。

ギヤースッディーンはヘラートの支配権を掌握した時、Şadr al-Dīn Khaysārī を大カーディーに任命したが、当時ヘラートには別のカーディーが在任していた。サドルッディーンは任命の承認を請うヘラート有力者らの上奏書 (maḥḍar) を運び、ギヤースッディーンが滞在するオルジェイトウ宮廷に赴いた [TNH: 617-618]。すなわち、カーディー職任免に関する地方政権下都市社会内部の対立の裁定を、上位の権威であるイルハンに求めたのである。

オルジェイトウ・スルターンは、イスラームの王ギヤースルハック=ワッディーンを慈しみ庇護するようになっていたため、「イスラームの王ギヤースルハック=ワッディーンは、誰であれ任命された者にヘラートのカーディー職を授けよ」と命じた。イスラームの王ギヤースルハック=ワッディーンは、その任命 (taqallud) においてマウラーナー・サドルルハック=ワッディーンをその人物とした。それから、翌日に、ヘラートの王国のカーディーは偉大なるマウラーナー・サドルルハック=ワッディーンであるべしというオルジェイトウ・スルターンのヤルリグの命令が発せられた (ḥukm-i yarligh-i Ūljāytū Sultān ba nafādh paywast)。それを認証するため (bar imḍā-yi ān) 信仰ある人々の命令書 (amthila-yi ṣawāhib-i dīn) が以下のように書かれた [TNH: 618]。

すなわち、サドルッディーンのカディー職を承認するヤルリグの発行に続き、その「認証 (imḍā)」として別の命令書 (amthila) が発行されていることが分かる。mithāl (<amthila) は、ペルシア語史料では manshūr とともに君主の勅令・命令書を意味する語である [Qā'im-Maqāmi 1350kh: 48-56]¹⁴⁾。ここで引用されている写し [TNH: 618-621]

13) リグ発令宣言を持つ財務長官職 (istifā) 任命文書 [Turan 1958: II] はその一例である。また大ロル・アタベク朝の Nusrat al-Dīn Aḥmad (r. 1296-1330) に献呈された Sharaf al-Dīn Faḍl Allāh al-Qazwīnī 『ヌスラト書簡集 *Tarassul-i Nusratiya*』の命令書 (mithāl) 用例には、ヤルリグにより授与されたイドラール (給付金) [授与] 命令の更新 (tajdid-i mithāl-i idrār) [TN: 46b] が含まれており、これもペルシア語版ヤルリグの可能性がある。

13) 第5代ガイハトゥ Gaykhātū (r. 1291-95) 期成立の財務術指南書『会計術の導き *Al-Murshid fi al-Hisāb*』の全国地方財務記録帳簿 (jarīda al-mamālik) 用例 [MH: 111b-112b] では、知事 (malik)、シフナ (shihna)、大書記 (ulugh-bitikchi) など地方行政官任官のヤルリグ発行日を記録する項目がある [112a]。

14) mithāl のモンゴル支配期における用法は多様であり、14世紀イルハン朝解体後に編纂されたインシャー術指南書『インシャーの機知 *Latā'if al-Inshā'*』は、mithāl は過去には君主の勅令 (manshūr) に対する地方王侯 (mulūk) らの命令書を指し、現代 (14世紀) は「印章 (tamghā) が無く署名 (tawqī wa nām) がなされたもの」を指すと説明している [LI: 115b; 渡部 2003: 205-206]。しかし前節に見た通り『ジャラール』はモンゴル語の命令書 (イルハンのヤルリグ) である。

は、インシャー術の任命文書の書式・技巧を遵守しており、「公正なる帝王の世界征服のヤルリグの命令と高貴なる命令書 (ḥukm-i yarligh-i jahāngushā-yi pādshāh-i ‘ādil wa amthila-yi ‘āliya) を命に受け入れるように」[TNH: 620-621] という末尾の認証の文言から、ヤルリグとセットになっていたことが窺われる。また、ギヤースッディーンも「このヤルリグと朱印 [文書] の認証のため (bar imdā-yi in yarligh wa āl-tamghā) 高貴なる命令書 (mithāl-i ‘ālī) を書いた」[TNH: 621] との記述から、朱印文書 (āl-tamghā) であった可能性が推測される。

ヤルリグにペルシア語命令書を添付し発行するという方法がどこまで一般的であったのか、『ヘラート史記』の事例のみで判断することは無論難しい。またこの文書の具体的な発行形態 (冒頭書式、捺印の有無、原本となるヤルリグは常に文書の形で発行されたのか、イルハンの口頭命令のみをペルシア語で起草する場合もあったのか) については、不明な点が多い。しかし、官職任命などイラン・イスラーム社会の民政に関するヤルリグのペルシア語版は、必ずしもモンゴル語の発令を忠実に翻訳する形ではなく、伝統的なインシャー術による書式・文体の文書としても起草されえたことが、この事例から明らかになる。『ジャラルール』の命令書用例は、イルハン朝文書行政におけるこのようなインシャー術の役割を背景に編纂されたと考えられる。

II 『ジャラルール』命令書用例に見るイルハン朝下のペルシア語インシャー術

I 『ジャラルール』命令書用例とペルシア語命令文書式

では、『ジャラルール』命令書用例の検討に移ろう。本節ではまず、『ジャラルール』命令書用例とその用例提示方法を、伝統的なペルシア語命令文の構成を踏まえ、『書記典範』との相違にも注目して確認する。

『ジャラルール』は第1部「学問的議論 (mabāḥith-i ‘ilmī)」(インシャー術の理論的解説) [TJ/T: 6a-40a]、第2部「実践的論文 (rasā’il-i ‘amali)」(用例集)の2部構成であり、第2部「実践的論文」は「私的書簡 (ikhwāniyāt)」(33用例の往信・返信) [40a-85a]、「命令書 (amthila)」(19例) [85a-100a]の2門 (bāb) からなる。命令書用例は書簡用例に比べ圧倒的に少なく、あまり重視されていないことが窺われる。最初の宗教諸職の官職／特権授与を主とする9種の用例 [表2①～⑧] (9番目の征服文書 fath-nāma はここでは対象外とする) は、人名・地名がほぼ匿名 (fulān) 化された命令書雛形である。これに続き、著者ハーリーの庇護者ジャラルールッディーン・ファルユーマディーの兄弟 ‘Alā’ al-Dīn Hindū¹⁵⁾

¹⁴⁾ を amthila wa manāshir と呼んでいる。また1246年グユクのインノケンティウス4世宛ペルシア語書簡でも「これは mithāl である (in mithālī-st)」[Pelliot 1923: 16-21]の文言がある。

15) ‘Alā’ al-Dīn Hindū は、イルハン朝成立以前からイラン総督アルゲン・アカ Arghun Aqa に仕えた ‘Izz al-Dīn Tāhir の孫、その子で第2代アバカ Abaqa (r. 1265-82) 期にホラーサーンのワフ

が、708/1308年財務庁長官職 (istifā'-yi mamālik) に任命された時に自ら起草した命令書10点の写し [⑨~⑱] が収録されている。この写しについて、ハーリーは以下のように解説する。

[アラールッディーンの財務庁長官就任後、] 当代の貴顕達の一部は、スルターン陛下から彼らのことに関し発行された命令書 (amthilā'i ki az ḥadrat-i salṭanat ... dar bāra-yi ishān šādir mi shud) を、自らの祝福された筆で書き留め、その内容を自らの洗練された言葉の装飾品で飾ることを提案していた。彼らの請願に従い、その一つ一つが種々の優美な言葉の集成であり様々な詳細を含んでいる命令書数件を、祝福された筆でお書きになった。この弱き者は、空気から優美さを奪い、水から流麗を奪うその命令書の一部 [アラビア語詩略] をこの集成に記録した [TJ/T: 95a] (祈願文は省略)。

すなわちこれらの命令書は、新財務庁長官就任に際し、イドラール (idrār, 給付金) [cf. 岩武 1998] など個人の権益に関わるイルハンの命令をペルシア語で起草した文書であり、実際に発行された文書と判断できる。

『ジャラル』命令書用例の特徴は、命令本文の一部しか収録されていないことである。モンゴル征服前までに発展した伝統的なインシャー術に基づく任命文書/特権授与文書の基本構成を、セルジューク朝の代表的インシャー集『書記の敷居 'Atabat al-Kataba』用例や先行研究に基づきまとめると [表1] のようになる¹⁶⁾。発令に至る理由を語る [II] 前文と [III] 叙述部が、発令の [IV] 措置部につながる命令本文の基本構成は、恐らくアラビア語勅令書式から受容されたものである [Stern 1964: 103-122]。『ジャラル』用例は殆どが [II] 前文と [III] 叙述部のみであり、措置部の [IV-2] の手前または [IV-1] の始めて「以下略 (ilā akhiri-hi)」と打ち切られている。これはインシャー術が雄弁な文体でイスラーム的王権論や発令対象者への称賛を語る前文・叙述部を重視したためであり、同様の用例提示方法は他作品にも見られる¹⁷⁾。ここでは1例のみ、⑩ジャラルッディーン・マフムード=シャー宛のイドラール認可命令書を示す [表2a] (技巧文による装飾的文章は適宜略し、構成と定型的表現を中心に示す)。

現存するアミール・高官発令文書は簡潔・定型的で技巧的な前文・叙述部は持たないが、叙述部が措置部に展開する命令文の基本構成は、インシャー用例が示す伝統的構成と変わっていない [Herrmann 2004: 16-18]。このような簡潔な文体とインシャー美文体が連続的・互換的なものであったことを示すのが、『書記典範』の用例提示方法である。『書記典範』用

↙ ズィールに任命された Wajih al-Din Zangi の子である。ファルユーマディー家については Aubin 1995。

16) モンゴル支配期以前のペルシア語命令文構成については、Khaṭībī 1375kh: 365-377; Horst 1964: 31-36 参照。本稿では、Stern 1964 や Herrmann 2004 をはじめとするアラビア語・ペルシア語文書研究の方法に倣い、ヨーロッパ文書形式学の概念術語を用い文書の構成要素を分類する。

17) O. Turan 校訂のルーム・セルジューク朝期インシャー集に収録された任命文書でも、同様の方法が取られている [Turan 1958: XXVII, XXVIII, XXIX, XXXVII, XL]。

例は、原則的に「簡潔 (mūjaz)」「中庸 (mutawassit)」「長文 (muṭawwal)」の3段階で構成され、「簡潔なものを複雑に、複雑なものを簡潔に」変更できるようになっていた〔渡部 2002: 12〕。一例としてヤルグ(裁判)のアミール職(imārat-i yārghū)任命文書を見ると〔表 4〕、第1例(長文)はイスラーム統治論とモンゴルの先例への言及を含む前文、発令対象者の人物証明からなる叙述部を備えるが、第3例(簡潔)は発令対象者の人物証明のみ、表現も他2例より簡潔・定型的になっていることが分かる。叙述部の主な形式に発令対象者による発令請願〔III-B: ①-1, ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯〕があるが、この形式は現存行政文書にも頻出し〔Herrmann 2004: Urkunden I, II, IV, VIII, IX, XVII, XVIII, XXI, XXII, XXVII〕、技巧的か簡潔・定型的かが異なるのみで、基本構成は同一である。

『書記典範』と『ジャラル』の用例提示法の相違は、モンゴル支配期行政文書の簡潔な文体とインシャー文体の関係を示すとともに、2作品の指南書としての性格の相違も示していると思われる。イルハン朝末期編纂が開始された『書記典範』は、約四半世紀後、ジャライル朝の公的なインシャー術指南書・用例集として完成・献呈された〔渡部 2002: 3-5〕。文書行政に有用な多種の命令書雛形とともに、文体用例も網羅的に提示する工夫が凝らされているのは、公的指南書としてのその性格を示していると考えられる。一方、高官一族に私的に献呈された『ジャラル』は、命令書用例に重きをおかず、前文・叙述部に示されるインシャー術の技巧をより重視する方法を採ったのである。

2 『ジャラル』命令書用例におけるモンゴルの文書行政の影響とインシャー術の伝統

では、『ジャラル』命令書用例に、モンゴルの文書行政の影響はどのように表れているのか。(1) 通知先書式の位置、(2) 発令宣言、(3) テュルク・モンゴル語彙の使用の3点について、同時代の『幸運の書』用例〔表 3〕や『書記典範』と比較しつつ検討する。

(1) 通知先書式の位置

モンゴル支配期、ペルシア語行政文書本文の構成に生じた最も大きな変化は、開始部の通知先列挙の書式であろう。「……は知るように (... bi-dānand ki...)」の定型表現により命令通知対象の人物・役職を列挙し、2-3行を降格する書式〔Herrmann 2004: 16〕は、大元ウルス命令文の通知先(publicatio)〔松川 1995: 37, 40-41〕のペルシア語的翻案であり、サファヴィー朝初期までペルシア語行政文書で使用された〔Busse 1961: 16; 近藤 2000: 99-100〕。「知るように」の定型文言は、恐らくペルシア語書簡冒頭部の名宛人への呼びかけ(khiṭāb)〔渡部 2003: 222; 杉山 2013〕から尊称・祈願句・挨拶などの尊敬表現を省略した、絶対的上位者から下位への呼び掛け表現を援用したものと考えられる¹⁸⁾。「知るように」の

18) 『書記典範』第1部「書簡」第3位階第2集団「普通の人々その他の呼びかけ(khiṭāb-i awsāt al-nās wa ghayra)」(全12章: 村長、部族指導者、従者、召使いなど)〔DK: I, 371-392〕の多くの章では、尊敬表現の修辭が省略され、「……は知るように(…… ma'lūm dānad ki)」と開始部通

表現はモンゴルのイラン高原征服・支配初期からヤルリグのペルシア語版で用いられており¹⁹⁾、早期から書簡術を援用した定型訳が定着していたと考えられる。

しかし、伝統的な命令文では、通知先への発令は措置部 [IV-2] で A 「[通知先] の道は……である (sabil-i [...] ān ast ki)」, B 「[通知先は] ……しなければならない (bāyad ki)」などの導入の文言により行われた²⁰⁾。『ジャラル』は全用例で A を用いており、前章 2 に見たヘラート大カーディー任命文書も同様である [TNH: 620]。『幸運の書』命令書用例は B を用いている。『書記典範』でも開始部通知先書式を取る用例は限定的であり、モンゴル・アミール諸職関連文書でも 36 用例中 13 例²¹⁾、その他は [VI-2] の位置で通知先列挙を行っている [表 4: VI-2 (2) (3) 例参照]。後代の行政文書書式に影響を与えた開始部通知先書式であるが、もともと通知先を含む完成した構成を持つインシャー術の命令文書式にはほとんど浸透していなかったことが窺われる。

(2) 発令宣言

前節で見たように、ペルシア語命令文では、発令経緯・理由を説明する [II-III] 前文・叙述部を受け、[IV] 措置部で発令宣言がなされ、命令内容が示される [表 1: IV-1]。モンゴル支配期には、ヤルリグとアミール・高官発令文書で、「ゆえにこの [ヤルリグの] 命令が発せられた (in hukm [-i yarligh] nafādh yāft)」 「ゆえにこの文書が書かれた (in maktūb dar qalam āmad)」 の 2 種の発令宣言が使い分けられていたことが注目される [Herrmann 2004: 17]²²⁾。『書記典範』では、[IV-1] の発令宣言には「[官職は] 授与された」などの文言を用い、発令対象者への命令の後、通知先への発令の前に「このヤルリグの命令が発せられた」の発令宣言を置いているが [表 4: IV-2 参照]、これは大元ウルス命令文書式の「[発令対象者] に保持すべきおおせを与えた」の定型表現と同位置にあることが興味深い [松川 1995: 42-43]。『書記の敷居』などモンゴル支配期以前のインシャー作品で

¹⁹⁾ 知先書式には近い表現となっている。

19) 617/1220 年にジェベ Jebe とスプタイ Sūbūtei がニーシャープールの貴顕達に写し (sawādi) を与えたチンギス・ハンのヤルリグ、またオゴデイがルーム・セルジューク朝カイクバード 1 世 'Alā' al-Dīn Kayqubād (r. 1220-37) に与えたルーム統治権安堵のヤルリグの写し (sawād) は、「知るように」の通知先書式で伝えられている [TJJ: I, 114; MSN: 203; 四日市 2015b: 278]。

20) 『書記の敷居』収録の命令書 35 例のうち、通知先発令文言として 7 例で A [AK: Nos. 1, 6, 13, 19, 21, 24, 35]、2 例で B が [Nos. 14, 27] 用いられている。

21) 第 2 部第 1 門第 1 段 (全 12 章) (1) ウルス・アミール職第 2-3 例, (2) ウルカ・アミール職 1-2 例, (3) 万・千・百戸隊長職 2 例, (4) ヤルグ・アミール職 1 例, (5) シフナ職 1 例, (7) 軍の招集命令 1-3 例, (8) イクター授与 3 例, (9) 糧食官 (būkā'ul) 職 2 例, (11) 宿営官 (yūrtchī) 職 2 例。『書記典範』アミール関連諸職命令書用例については、本田 1991: 69-99。

22) ただし『書記典範』では「この文書が書かれた」の発令宣言用例は少なく、第 2 部第 1 門第 3 段・宗教諸職の任命文書のうち、第 1 章第 3 例カーディー代理職 (niyābat-i qādi) [DK: II, 191-202]、第 6 章ザカート徴税官職 [II, 242-245]、第 17 章 bayt al-māl 管理官職 (2 例) [II, 245-248] のみである。

は総じて発令宣言での発行文書の種類の区別は見られないことを考えると、モンゴル支配期に成立した要素と考えることは可能だろう。

ヘラート大カーディー任命文書 [TNH: 619] や『幸運の書』用例の発令宣言では、文書の種類には触れられていない。しかし、『ジャラルール』の雛形・写しの多くが、[IV-1] の発令宣言で「ヤルリグの命令 (ḥukm-i yarligh)」「命令 (ḥukm)」と文書に言及している。雛形では「[[命令が] 発せられた (nāfidh shud / nafādh yāft)」の文言が比較的多く用いられ、この文言が『ジャラルール』の時代に通用していたことが確認できる。一方、アラウウッディーニ起草文書写しでは、「[[命令を] 賜った／命じた (arzāni dāshtīm / farmūdīm)」などのセルジューク朝期以来用いられる文言に、「ヤルリグ」の語を加えた表現が用いられている。

2例 [⑩⑪] では、「裏面の、金印を捺された (ba-altūn-tamghā-yi ḍimn)」という文言が用いられているが、これは前章1で言及した、モンゴル語ヤルリグとディーワーンのペルシア語命令文が表裏になった金印財務命令書で用いられる発令宣言である [Šayḥ al-Ḥukamā'i・松井・渡部 2017: 79, 107-108]。つまりこの2文書は、モンゴル語ヤルリグが裏面に記載されていた可能性が高い。現存する金印財務命令書のペルシア語文は、モンゴル語文とほぼ対応した簡潔な定型的文体で書かれているが、『ジャラルール』用例はこの文書が前文・叙述部を重視したインシャー術の技巧で作成されることもあったことを示している。

(3) モンゴル・テュルク語彙の使用

『ヘラート史記』カーディー任命文書および『幸運の書』用例では、(前者にヤルリグ・朱印への言及がある以外) モンゴル・テュルク語彙は使用されていない。しかし、『ジャラルール』命令書用例には、上記のヤルリグ、朱印、金印以外にも、モンゴル・テュルク語彙が登場する。⑩は、故ブルガン・ハトン Bulghan の私有地 (milk) とされていたホラーサーンのイーンジュー (injū~M. emčü, 私有財産) 地から宰相サアドウッディーニに授与されていた複数村の権利を追認する命令書だが、tarkhāni「免税特権の」、injū wa dalah「イーンジュー (王領地) とダライ (国有地)」[TJ/T: 96b] などのモンゴルの財政術語が用いられる²³⁾。

また、複数用例で定型的表現として用いられている用語が、suyūrghāmishi「恩賜, 恩

23) 写本の表記は TWLW'AN [TJ/T: 96b], TWLWGHAN [TJ/D: 79b] だが、故人女性への祈願句 (彼女の墓所が清からんことを tāba marqad-hā) が付されていること、イーンジュー地を私有できる王族と考えられることから、Bülūghān~Bulghan と判読する。またこの文書の起草時期 (AH708年) から、AH 709年に没した第4代アルグン Arghun (r. 1284-91)、ガザン、オルジェイトウの妃のブルガンではなく [TU: 8, 44, 89-90], アバカ、アルグンの妃であった大ブルガン Bulghan Khatun-i buzurg と考えられる [JT/Rawshan: II, 1056]。tarkhānについては、Minovi & Minorsky 1940: 789. injū, dalah (~T. dalai) については、本田 1991: 246-247, イルハン朝期のイーンジューの相続・管理については、Takagi 2015。

寵」と *küch dādan* 「力を捧げる」である。 *suyūrghāmishī* (~M+T. *soyurγamiši*) 「恩賜」 [本田 1991: 436-437] は、発令対象者の特権がイルハンからの恩賜であることを示す表現として用いられ [①⑩⑬]、同様の表現は『書記典範』にも見られる [DK: II, 61, 95-96, 128]。この語は財務帳簿でも官吏への下賜や軍・ハトンへの給付について *al-suyūrghāmishīya*, *al-suyūrghāmishiyāt* [SN: 64, 66, 102, 122, 126] として登場しており、行財政制度内で定着した語であったと考えられる。テュルク・モンゴル語の「力」(T. *küč*~M. *güčü*) とペルシア語動詞「与える」の複合語である *küch dādan* は、モンゴル語の *güčü ög-kü* 「力を捧げる、仕える、勤務する」の直訳であり [本田 1991: 240, 247]、臣従 (*ili*) や奉仕 (*bandagi*) と並列される [cf. TU: 53]。『書記典範』ではアミール諸職関連の命令書用例にのみ用いられているが [DK: II, 43, 47, 50. モンゴル語書記職任命, 軍召集, イクター授与], 『ジャラルール』ではタージークにも用いられているのが注目される。

大元ウルス文書行政を研究する官は、モンゴル政府にとって重要・特別である事項は、あえてテュルク・モンゴル語由来の単語のまま使用されたと指摘している [宮 2012: 46]。君主からの「恩賜」と臣下の「奉仕」という、イルハン朝統治とイラン社会の関係性に関わる語彙がほぼ定型表現化されていることは、同様の状況を示していると言えるだろう。伝統的なインシャー技巧を重視した『ジャラルール』用例も、その影響を受けていたのである。

以上、通知先書式、発令宣言、テュルク・モンゴル語語彙使用の3点から『ジャラルール』命令書用例の書式を検討したが、伝統的な命令文構成の保持(通知先書式)、モンゴル語命令文の影響と伝統的表現の融合(発令宣言)、テュルク・モンゴル語行財政用語・重要語の使用という、インシャー術の伝統的規範を保持しつつ、モンゴル文書行政の影響を受けた書式・表現が確認できた。その書式・表現にはセルジューク朝・ホラズムシャー朝期のインシャーとの共通性が見られる一方、『書記典範』で用いられる書式・表現が使われている。モンゴル支配期以前のインシャー術を継承し、『書記典範』へと続くイルハン朝期のペルシア語インシャー術を、『ジャラルール』命令書用例は示していると言ってよいであろう。

おわりに

本稿は、イルハン朝文書行政のもとでペルシア語インシャー術が置かれた状況、モンゴルの文書行政の影響により蒙った変化と伝統の持続を、これまで研究されてこなかったイルハン朝後半期のインシャー術指南書『ジャラルール』の命令書用例を通し検討した。

イルハン朝では、モンゴル帝国文書行政における「おおせ」と「ことば」の階層的序列に対応するイルハンのヤルリグとアミール・高官発令文書の区分のもと、ヤルリグはモンゴル語、アミール・高官発令文書はペルシア語で発行される2言語の分業があったと考えられる。ヤルリグのペルシア語への翻訳・命令伝達は、しばしば伝統的なペルシア語命令文の書式・

技巧を遵守しない形で行われ、君主勅令起草術としてのインシャー術の役割は相対的に低下した。しかし、ヤルリグに添付され発行されたペルシア語文書はインシャー術により起草されることがあり、『ジャラール』命令書用例はこの方法でのペルシア語版ヤルリグ発行のあり方を反映していたと考えられる。

『ジャラール』用例には、通知先や発令宣言書式、テュルク・モンゴル語彙の使用など、『書記典範』用例の書式・文体につながるイルハン朝期インシャー術の伝統の持続と変化を見て取ることができる。インシャー術の技巧の部分のみに関心を持つ『ジャラール』と、ジャラール朝の公的な指南書として網羅的な案件・文体の用例提示を工夫した『書記典範』の用例提示法の相違は、インシャー術の役割が相対的に低下したイルハン朝期から、君主勅令が再びペルシア語化しインシャー術がその地位を取り戻すジャラール朝期への変化という観点からも、検討を要する。イラン高原におけるモンゴルの文書行政の影響のイルハン朝からジャラール朝の変化を、文書研究の成果と併せ検討していく上でも、『ジャラール』と『書記典範』の比較は重要な意義を持つことが、明らかになったと思われる。

本稿では、『書記典範』に先行するモンゴル支配期のインシャー作品の代表的事例としての『ジャラール』の重要性を示した。しかし、ペルシア語行政文書書式へのモンゴルの文書行政の影響を解明していくには、行政文書起草術としてのインシャー術のその後の展開を、イラン高原に留まらず広くペルシア語文化圏の文書研究の成果とも照合しつつ追跡する必要がある。『ジャラール』から『書記典範』への継続・変化がより広いインシャー術の歴史の中でどのような意義を持つか、さらに精査が必要である。

また、本稿では『ジャラール』命令書用例をイルハン朝文書行政・命令文書式の観点からのみ検討したが、オルジェイトゥ期の宰相・高官へのイドラール給付命令書を含む『ジャラール』用例は、イルハン朝後半期の政治史・行財政制度研究にも重要な価値を持つ史料であり、より詳細な分析を要する。これらは今後の課題としたい。

表1 モンゴル支配期以前のペルシア語命令書の構成

表2, 3の命令書用例で使用される各部位の定型表現の分類記号を, 表中凡例で示す。

[I] 冒頭書式 (protocol)=神への祈願 (invocatio)/発令者の署名・トゥグラ (tuğhrā)
[II] 前文 (arenga)=イスラームの王権観に基づく発令者の統治理念: 発令者(為政者)が神より委ねられた統治を励行する意志を誇示, その手段としての要職任命や宗教指導者の庇護の重要性を強調(発令の必要性につながる前置き)
[III] 叙述部 (narratio)=発令の具体的経緯: 発令対象者が官職/特権を受ける理由
凡例 A=発令対象者の人物証明/B=伺候・発令の請願/C=その他発令を要する理由
[IV] 措置部 (dispositio): [II][III]を「それゆえに」などの文言で受け, 発令に繋げる
[IV-1] 発令宣言(授与される官職/特権の明示)「我らは[発令対象者に官職/特権を授与するよう]命じた (farmūdīm)」「この勅令が命じられた (in mithāl farmūda shud)」「[某職が]委ねられた (tafwid uftād)」 →発令対象者への命令「[発令対象者が]……するように (tā.....)」: 職務/権限の内容・範囲の列挙(発令対象者が主語)→祈願句「神が望みたもうならば (in shā' Allāh)」
凡例 (1) 命令が発せられた (nafādh yāft / nāfidh shud / ba nafādh paywast)/ (2) 賜った (arzāni dāshīm / arzāni farmūdīm)/ (3) 我らは命じた (farmūdīm)・命じられた (farmūda shud)/ (4) 官職授与・任命を示す表現 (tafwid / mufawwaḍ/ ta'yin)/ (5) [...]である発令対象者に命じた・授与した ([III]発令対象者の名・人物証明が発令宣言の中に含まれる)+文書の種類への言及: (a) ヤルリグの命令 (ḥukm-i yarligh)/ (b) 命令 (ḥukm)/ (c) 裏面の, 金印を捺した (ba-altūn-tamghā-yi dimn)/ (d) 言及なし
[IV-2] 通知先=広く発令対象者の権限が及ぶ人物・役職・集団への呼びかけ→命令への服従, 発令対象者への協力を求める文言(通知先が主語) →威嚇 (sanctio) [違反への罰に言及]/ 認証 (corroboratio) [君主の宸筆 (tawqī') などによる命令の効力の強調] →祈願句
凡例 A「[通知先]の(進むべき)道は, 以下の通りである (sabil-i.....ān ast ki.....)」/ B「[通知先]は……せねばならない (…… bāyad ki)」
[V] 終末書式 (eschatocol): 日付・発行地

表2 『ジャラルル』命令書 (amthila) 用例と構成 [T]/T: 85a-86a

T/M=命令文中で用いられるテュルク・モンゴル語彙

① サイドの庇護 ('ināyat dar ḥaqq-i sādāt) 3例 [85a-86a]
①-1: [II]-[III]AB-[IV-1] (1-a): 発令宣言まで / T/M「多大な尊敬と恩賜に与った (ba-akrām wa suyūrgāmishī-yi mawfūr maḥzūz shud)」
①-2: [II]-[III]A-[IV-1] (3-a): 発令宣言まで / T/M: 我らの恩賜と愛顧に分け前を与った (az suyūrgāmishī wa marāḥim-i mā ba-naṣībī maḥzūz shuda)
①-3: [II]-[III]AB-[IV-1] (3-a): 発令宣言まで
② カーディー職 [任命] (qaḍā) 3例 [86a-88a]
②-1: [II]-[IV-1] (5-1-b)-[IV-2] A: 通知先命令内容末尾まで
②-2: [II]-[III]C-[IV-1] (5-1-b): 発令宣言まで / 地方の荒廃→再建のために任命
②-3: [II]-[IV-1] (1-b): 発令宣言まで
③ シャイフの庇護 (ḥaqq-i mashā'ikh) 3例 [88a-89b]
③-1: [II]-[III]A-[IV-1] (2-b): 発令宣言まで
③-2: [II]-[III]A-[IV-1] (1-a): 発令宣言まで
③-3: [II]-[III]A-[IV-1] (1-b): 発令宣言まで
④ 説教師職 (khiṭābat) 3例 [89b-90b]
④-1: [II]-[III]A-[IV-1] (1-b)-[IV-2]A: 通知先まで=sabil-i mulūk
④-2: [II]-[III]A-[IV-1] (2-b): 発令宣言まで / 一族への再任
④-3: [II]-[IV-1] (2-b): 発令宣言まで
⑤ 病院の医師職 (ittibā' jahat-i dār al-shifā') 2例 [90b-91b]
⑤-1: [II]-[III]A-[IV-1] (4-d)-[IV-2] A: 通知先まで=sabil-i mulūk

表2 『ジャラルール』命令書 (amthila) 用例と構成 [T]/T: 85a-86a (続き)

T/M=命令文中で用いられるテュルク・モンゴル語彙

⑥マドラサ教授職 (tadrīs) 1例 [91b-92a] : [II]-[IV-1] (5-d)-[IV-2] A: 通知先まで=sabil-i nuwwāb wa mulūk
⑦市場監督官職 (muhtasib) 1例 [92a-93a] : [II]-[IV-1] (5-d)-[IV-2] A: 通知先まで=sabil-i mulūk
⑧教師職 (mu'arrif) 1例 [93a-b] : [II]-[IV-1] (5-d)-[IV-2] A-[V]: 通知先=Faryūnad (Faryūmad?) 住民/日付「某年某日」
⑨信徒の長 'Ali b. Abi Talib の神聖な殉教地 (mashhad-i muqaddas) [クーフアのアリー廟] の寄寓者 (mujawirān) のイドラール [95a-95b] [II]-[IV-1] (2-a): 通知先なし (イドラール管理者 Sayyid Tāj al-Dīn Āwajī とバグダード知事 Amīr 'Ali への命令)
⑩ Khwāja Sa'd al-Dīn のイドラール [95b-96b] [II]-[III] AB-[IV-1] (3-a)-[IV-2] A: 通知先命令内容まで=sabil-i mulūk wa nuwwāb wa ḥukkām-i Khurāsān az injū wa dalah ān-ast ki … / T/M 「イドラールと恩賜として (dar 'awaḡ-i idrār wa suyūrghāmishi)」 「免税特権の [村々?] (tarkhāniyān)」 「イーンジューとグライ (injū wa dalah)」
⑪ Khwāja mu'azzam Jalāl al-Dīn Maḥmūd Shāh のイドラール [96b-97a] → [表 2a] [II]-[III] AB-[IV] (2-c) 「裏面の、金印を捺した [ヤルリグ] を賜った ([yarligh] ba-altūn-tamghā-yi ḍimn arzāni farmūdīm)」: 命令内容まで (通知先書式はないが、命令内容は3人称複数) / T/M: 「恩賜と愛顧の眼差し (suyūrghāmishi wa nazar-i 'āṭifat)」 「奉仕 (kūch dādan)」
⑫ Šāhib-i mu'azzam Khwāja Diyā' al-Dīn Diyā' al-Mulḡk のイドラール [97a-97b] [II]-[III] AB-[IV-1] (2-c) 「裏面の、金印を捺したヤルリグの命令を賜った (ḥukm-i yarligh ba-altūn-tamghā-yi ḍimn arzāni dāstim)」: 発令宣言まで / T/M 「もしこのヤルリグの命令の執行・認可が命じられれば、さらに奉仕する (kūch dādan) だろう」
⑬ Mawlānā al-'aẓam qāḍī al-quḍāt Nizām al-Millat wa al-Dīn 'Abd al-Malik に関する命令書 [97b-98a] [II]-[III] A: 発令経緯説明への導入まで「このたび (dar in waqt)」 / T/M 「我らの御前の恩賜に与った (ikhtisāṣ-i suyūrghāmishi-yi ḥaḍrat-i mā yāfta)」
⑭ Shaykh Nizām al-Dīn Iṣḥāq al-Iṣfahāni のイドラール [98a-98b] [II]-[III] AB: 発令経緯説明の導入まで「上奏した」
⑮ Sa'īd Latif al-Dīn al-Ḥusayn に関する命令書 [98b-99a] [II]-[III] A-[IV-1] (2-a): 発令宣言まで
⑯ Malik al-Siyādat Mafkhar al-Ḥukamā' Burhān al-Dīn 'Abd Allāh のイドラール [99a-99b] [II]-[III] AB: 発令経緯説明の導入まで「上奏した」
⑰ バグダード (Madīna al-Salām) 西方の Khwāja Sayyid al-Dīn の金曜モスクのワクフに関する命令書 [99b] [II]-[III] C-[IV-1] (2-a): 発令宣言まで / モスクのワクフの再建
⑱ Mawlānā Malik al-Afāḍil Jamāl al-Dīn Ḥusayn Rijā Iṣfahāni に関する命令書 [99b-100a] [II]-[III] AB: 発令経緯説明の導入まで「このたび上奏した」

表 2a 『ジャラルール』ヤルリグ写しの例: ジャラルールッディーン・マフムード=シャーのイドラールに関する命令書 [T]/T: 96b-97a

[II] 前文 (arenga) 【イスラーム的王権論】魂のページと靈魂の書板の上に記され描かれており、また人間の気質・思考に創り出され確固としていることであるが、スルターン位の玉座の柱は優しさと峻厳の2つの礎石からなり、王国の基礎の礎石は情愛と峻別の2つの規範で打ち立てられている。…… [中略] 【優れた臣下を慰撫することの重要性】さて、僕達に善を施し慈しむことにより得られる報酬はより重要であり、奉仕する者達の訓育は何にも優先し偉大なものである。なぜなら恐れに対し許しが、不正に対し温情が思われるのであり、処罰に際し延期を、善の報いには省略と軽視の道に委ねることは、自由の道と公正の道において決して許されえぬからである。とりわけ、これまでのふさわしい奉仕と今後の更なる引き立てが確かとなっている……僕についてはそうである。
--

表 2a 『ジャラルル』ヤルリグ写しの例：ジャラルルディーン・マフムード=シャーのイドラールに関する命令書 [TJ/T: 96b-97a] (続き)

[III] 叙述部 (narratio)
<p>【発令対象者とその人物証明】 この前言の意味するところを示す者、この言葉の主張するところを証明する者は、ジャラルルディーン・マフムード=シャーである。彼は…… (unwān-i ma'āni-yi in muqaddamāt wa burhān-i da'āwi-yi in kalamāt Jalāl al-Dīn Maḥmūd Shāh ast ki…)</p> <p>【具体的な発令の経緯：発令対象者の請願とその受諾】 この度 (dar-in waqt) 恩賜と愛顧の眼差しの荣誉で高められまた認められ (chūn ba-sharaf-i suyūrgāmishi wa nazar-i 'ātifāt musharraf wa malhūz gasht), (主君の) 正しく差し伸べる手と全ての者へ与える下賜から多くの分け前に預かったため、(彼は次のように) 上奏した (arda dāsh). (以下に) 述べられる州に、(以下に) 詳述される額のイドラールが彼の名義で執行され認可されており、一部は我らが彼のために恩賜を命じたもの (dar haqq-i ū suyūrgāmishi farmūda-im), 一部は慣習法による売買と取引による移譲により彼 (の所有) に移ったものであるが、もし新たにそのヤルリグの命令の執行と認可が命じられたなら (ba-tajdid ba-ijrā wa imdā-yi ān hukm-i yarligh farmūda shawad), さらに奉仕するであろう (dar kūch dādan afzāyad), と。彼の嘆願は正当なものであり (chūn multamas-i ū ba-rāh būd), また我らには彼のための善き恩恵と夥しい愛顧があったので、</p>
[IV] 措置部 (dispositio)
<p>[IV-1] 【発令宣言→命令内容 [発令対象者・通知先への命令の区別なし、通知先書式なし]】 裏面の、金印を伴う [ヤルリグ]* を授けた ([yarligh] ba-altūn-tamghā-yi ḍimn arzāni farmūdim)。そして (以下に) 述べられる州における彼のイドラールの額 (mablagh-i idrārāt-i ū dar wilāyat-i madhkūra ānki), [ここにイドラール額・供出地の記載される] このイドラールの額は彼の名義で定められ、諸帳簿に記載されている。新たにその、我らがヤルリグの命令を授けた (hukm-i yarligh arzāni dāsh-ta-im) その時以来そうであった通りの執行について、排斥や禁止、延期や遅滞、欠損や遺漏、手数料の徴収、部分的な削除、遅れなどなく、毎年、昼夜・年月 (続けて) 継続的に履行するように。この下賜の飲み物は守られているものと知り、彼の後はその子孫が、彼らが生まれ世代を重ねる限り、天と地が 続く限り、定められ安堵されている (muqarrar wa musallam) ものと知るように。【威嚇】 この善行を妨害しこの贈物を遮る者は誰でも (har āfarīda) 『そして彼の上に (fa-ilay-hi) [アッラーと天使と人々の呪いがあるだろう] [クルアーン 2: 161; 3: 87]』 以下略 (ilā akhiri-hi)。</p> <p>* この箇所は yarligh に当たる語がなく「賜った (arzāni farmūdim)」の目的語が ba-(altūn-tamghā) と前置詞から始まる不自然な形となっており、yarligh が欄外抬頭により欠落した可能性が考えられる。</p>

表 3 『幸運の書』第 1 部・書簡術 (fann-i tarassul) 第 5 章・命令書 (amthila wa manāshir) [SN/A: 19a-23a]

<p>① 地方知事職 (ḥukūmat-i wilāyat) [19b-20a]</p> <p>[II]-[IV-1] (5-d) 「(知事職を【人物証明】の某へ) 賜り (arzāni dāshīm) …(以下のように) 命じられた (farmūda shud ki)」 → 【命令内容】</p> <p>[IV-2]B: 「サイイド達、カーディー達、住民達、名士達、イマーム達、その他の民は……せねばならない (sādāt wa quḍāt wa ahālī wa ṣudūr wa a'imma wa dīgar ra'āyā bāyad ki)」 → 【末尾】 「彼らの状況が満足と容認に至るように (tā ahwāl-i ishān ba-maḥall-i riḍā wa qabūl paywandad)」</p>
<p>② カーディー職とワクフ管財職 (qaḍā wa tawliyat-i waqf) [20a-b]</p> <p>[II]-[IV-1] (5-d): 「(知事職を【人物証明】の某へ) 賜った」 → 【命令内容】</p> <p>[IV-2]B: 「前述の州のサイイド達、イマーム達、シャイフ達、ウラマー、敬虔な人々、住民、地主、臣民は……せねばならない」 → 【末尾】 「賞賛と満足に結びつきそれに至るように」</p>
<p>③ 説教師 (khiṭābat) [20b-21a]</p> <p>[II]-[III]A-[IV-1] (4-d): 「某州の説教師職が彼に授与された (tafwiḍ karda āmad)」 → 【命令内容】</p>
<p>④ マドラサ教授職 (tadrīs) 21a-b</p> <p>[II]-[III]A-[IV-1] (4-d): 「某マドラサの教授職を彼に授与した」 → 【命令内容】</p>
<p>⑤ 市場監督官職 (muḥtasib) 21b-22a</p> <p>[II]-[III]A-[IV-1] (4-d): 「某州のムフタスイブ職を彼に授与し、委ねられるよう命じ、その重大な職の管理を彼に委託した」 → 【命令内容】</p> <p>[IV-2]B: 「前述の州のイマーム達、貴顕・名士達、民衆は……せねばならない」 → 【末尾】 「賞賛に結びつき我らの恩寵を彼らが受けるように。至高なる神が望み給うならば」</p>

表4 『書記典範』裁判のアミール職 (imārat-i yārghū) 任命書 (3例) [DK: II, 29-32] の構成

[I]冒頭書式	
冒頭書式	(1)-(3) なし [省略]
通知先	(1) ウルスのアミール達、ワズィール達、大ディーワーンの副官達、諸州の知事達は、以下のように知れ。
	(2) なし
	(3) なし
[II]前文	
イスラーム的統治論	(1) 宗教と国家の秩序、シャリーアと王国の得策の支えは、2つの重大事の執行にかかっており、それを別々に切り離すことは、現代の情勢では困難なのである。……(略)
先例・モンゴルのしきたり	(1) ヤルグの諸法の整備は、チンギス・ハンの王国とモンゴルのスルターン達が創始したものの一つであり、彼らはそれを管理・促進するにあたり、その規定を正しい法に基づき制定するように努めていた。そしてそれを自らのシャリーアとなし、正義と公正への服従を完全にした。これゆえに、その天性が公正さと正義に基づき創られた人物の任命が、モンゴルのアミール達と彼らの兵士達が服従すべきヤルグの訴訟の究明のためには必要なのである。
	(2) モンゴルの部族には、過去に定めたところに従い、特定の法があった。その法とは、2人の者の間の訴訟を、それに従って判決に導き、いずれの側にも不正・強要・強制・過剰が及ばぬようにするものであった。その法は、ヤルグ文書 (yārghū-nāma) と名づけられていた。イスラーム教徒が共同体の様々な集団の間で起こる対立について、ムハンマドの高貴なるシャリーア——かの法を制定したお方に、最も優れた祝福と最も完全な挨拶を——に頼るように、モンゴルの諸部族が訴訟において頼るのは、ヤルグであった。……(略)
[III]叙述部	
発令対象者 (官職受領者) の人物証明	(1) そして、アミール Bayān は、豊かな才能と経験を持ち、モンゴルのスルターン達・アミール達の慣習と諸規則をよく理解し、彼らのヤサク (yāsāq) と tūr を知ることで当代のすべてのアミールに傑出しているため、
	(3) シャイフ・アリーは、古くから常にモンゴルのアミール達とヤルグの長官達に同伴し、彼らに従ってきており、ヤルグ官 (yārghūchi) の諸規則を実践から習得し、チンギス・ハンのクタドゥグ・ビリグ (qūtātghūbillik, 幸福のための知恵) とカンの諸法を……し、ヤルグの判決においてそれを用いて、敵対する者の間の訴訟を正義の法とヤサクにもとづいて判決に導いてきたので、
[IV]措置部	
[IV-1]発令宣言 →発令者への命令内容 「……するように (tā ……)」	(1) ヤルグのアミール職と、モンゴル人達の天性である訴訟の究明の道が、彼に授与された。→チンギス・ハンのクタドゥグ・ビリグを学び、ヤルグ官の貴顕達の教えを受け、モンゴルの訴訟の究明に専念し、正義と公正の諸法に反することがないように。訴訟を敵対する者の間でヤサクの命じるところに従って判決に導くように。訴訟当事者の一方の権利を明らかにした時は、ヤルグ文書を彼に与え、証書 (tamasuk) として保管し、もし訴訟相手が再び煩わせるならば、彼はヤルグ文書に従って反論を行い、反訴を当然と見なするように。
	(2) 【(5) 人物証明が発令宣言に含まれる】これゆえに、偉大なるオールドにおけるヤルグのアミール職の道は、モンゴルの古参のアミールの一人であり、常にヤルグの訴訟の解決に携わってきて、正義の法とヤサクを知悉し、正しく判決を下し、誰にも依怙鼠眉はせず、奉仕や賄賂を避けてきた、Ayān Timūr Bakhshī に授与され、彼の手はこの偉大な重要事と大いなる美しい利益の管理において、強く絶対的なものとされた。→正しさと知識によって、彼がヤサクの諸事に任命され、ヤルグの訴訟の解決に専念し、(権利を自らの中心に定めるように)。

表4 『書記典範』裁判のアミール職 (imārat-i yārghū) 任命書 (3例) [DK: II, 29-32] の構成 (続き)

<p>[IV-1] 発令宣言 → 発令者への命令 内容 「……するように (tā ……)」</p>	<p>(3) この日付より、再び、偉大なるオールドにおけるヤルグのアミール職の道は、彼の完全なる才能と熟練に授与され、彼はこの部門において絶対者とされ、彼とその職務を共同したり、彼の職務に介入する門は閉ざされた。→彼の的確なる判断によって……敵対する者たちの訴訟を深く検討し、大いに究明と探究を行い、ヤルグの法とヤサクの規則に従って判決に導き、不正・強要・強制・過剰を許さぬように。</p>
<p>[IV-2] 発令宣言 → 通知先への命令 内容</p>	<p>(1) これにより、この命令が発せられた (ba-dān sabab in ḥukm nifādh yāft tā)。→この日付より、彼を偉大なるオールドのヤルグのアミールと知り、この職務に属することは悉く彼に訴え、彼の言葉と承認・忠告に背かぬように。すべてのモンゴルのアミールは、彼がチンギス・ハンのヤサとヤサクに従って尋問し、判決を出した訴訟に異議を唱え、再度それを訴追しないように。【給与規定】ヤルグのディーワーンに出廷した訴訟当事者達は、定められた手数料 (rasmi) を、彼が自らの諸事の支出を行い、この職務の遂行に専念しうよう、彼と彼の僚友 (nawkar) たち、ヤルグ文書の書記に支払うように。</p> <p>(2) これにより、この命令が発せられた。→この日付から再び、ウルスのアミール達、ワズィール達、大ディーワーンの長官達、万戸・千戸・百戸のアミール達、諸州の知事達、すべてのモンゴルの兵士達は、Ayān Timūr Bakhshī を偉大なるオールドにおけるヤルグのアミールと知り、すべてのモンゴル人は訴訟の解決を彼に委ね、チンギス・ハンのクタドゥグ・ピリグに従った彼の言葉と忠告から逸脱したり、他の者を彼と同等の者、対立する者と見なしてはならない。彼を尊敬することに努め、【給与規定】ヤルグに定められた金額を訴訟の解決のあと、彼と僚友達とヤルグ文書の書記に、後にそれを求め煩わせぬよう、支払うように。</p> <p>(3) これにより、この命令が発せられた。→ウルスのアミール達、ワズィール達、ウルカとトゥメンのアミール達、大ディーワーンの長官達は、彼をヤルグのアミールと知り、ヤルグに属するあらゆる事柄について、すべてを彼に頼り、正義と公正の法に服従するように。その究明がヤルグの代官達の職務である事柄は、彼が訊ね、正義の法とヤサクに従って判決を下し、ヤルグ文書を与えたならば、再び上告してはならない。【給与規定】すべての訴訟当事者は、訴訟が解決した後に、定められた金額を彼とヤルグ文書の書記に支払うように。何も欠けることなく、けっして干渉することなきように。</p>
<p>確証／威嚇</p>	<p>(1)-(3) なし</p>
<p>[V] 終末書式：日付・場所</p>	<p>(1) なし (2) 某日に記された (kutiba fi) (3) なし</p>

参考文献

AK: Muntajab al-Dīn Badī' Atābik Juwaynī, *'Atabat al-Kataba*. M. Qazwīnī & 'A. Iqbāl (eds.), Tīhrān, 1384kh [1st edition: 1329 kh].

DK: Muḥammad b. Hindūshāh Nakhchīwānī, *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*. A. A. Alizade (ed.), 2 vols., Moscow, 1964-1976.

JT/Rawshan: Rashīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Jāmi' al-Tawārikh*. M. Rawshan & M. Mūsawī (eds.), 4 vols., Tīhrān, 1373 kh.

LI: Naṣr Allāh b. 'Alā' al-Bannā' al-Nasafī, *Latā'if al-Inshā'*. MS. Kitābkhāna-yi Majlis-i Shūrā-yi Islāmī-yi Īrān no. 4719.

- MH : al-Ḥasan b. 'Alī, *Al-Murshid fī al-Ḥisāb*. MS. Kitābkhāna-yi Majlis-i Shūrā-yi Islāmī-yi Īrān no. 2154.
- MSN : Ibn Bibī, *Akhbār-i Salājiqa-yi Rūm : bā matn-i kāmīl-i Mukhtaṣar-i Saljūq-nāma-yi Ibn Bibī, jāmi'-i maṭālib-i tārikhī-i kitāb-i al-Awāmīr al-'Alā'īya fī al-Umūr al-'Alā'īya*. M. J. Mashkūr (ed.), Tīhrān, 1350kh.
- SN : 'Abd Allāh b. 'Alī Falak 'Alā'ī Tabrizī, *Sa'adat-nāma*. M. Nabipour (ed.) *Die beiden persischen Leitfäden des Falak 'Alā'īye Tabrizī über das staatliche Rechnungswesen im 14. Jahrhundert*. Ph. D. Dissertation, Georg-August-Universität zu Göttingen, 1973 : 47-151.
- SN/A : *Sa'adat-nāma*. MS. Aya Sofya Kütüphanesi, İstanbul no. 4190.
- ST : Abū al-Majd Muḥammad b. Mas'ūd Tabrizī, *Safīna-yi Tabriz*. Tīhrān, 1381kh.
- TJ/D : Muḥammad b. 'Alī Nāmūs Khwārī, *Tuḥfa-yi Jalā'īya*. MS. Kitābkhāna-yi Markazī-yi Dānishgāh-i Tīhrān no. 194 Hikmat.
- TJ/T : *Tuḥfa-yi Jalā'īya*. MS. Universitätsbibliothek Tübingen Or. Oct 3512. [film in Kitābkhāna-yi Markazī-yi Dānishgāh-i Tīhrān, no. 1191] : foll. 52a-64b.
- TJJ : 'Alā'ī al-Dīn 'Aṭā'ī Malik Juwaynī, *Tārikh-i Jahāngushā*. M. Qazwīnī (ed.), 3 vols., Leiden, 1911 [reprint : Tīhrān, 1370kh].
- TN : Sharaf al-Dīn Faḍl Allāh al-Qazwīnī, *Tarassul-i Nuṣratīya*. MS. British Library Or. 3322/2.
- TNH : Sayf b. Muḥammad b. Ya'qūb al-Harawī, *Tārikh-nāma-yi Harāt*. Gh. Ṭabāṭabā'ī-i Majd (ed.), Tīhrān, 1383kh.
- TU : Abū al-Qāsim 'Abd Allāh b. Muḥammad al-Qāshānī, *Tārikh-i Ūljāytū*. M. Hambly (ed.), Tīhrān, 1948kh.
- TW : 'Abd Allāh b. Faḍl Allāh Sharaf al-Dīn Shirāzī (Waṣṣāf al-Ḥaḍrat), *Tārikh-i Waṣṣāf*. Bombay, 1853 [Facsimile : Tīhrān, 1338kh].
- Aubin, J. (1995) *Émirs mongols et vizirs persians dans les remous de l'acculturation*. Paris.
- Barthold, W. & Hinz, W. (1951) Die persische Inschrift an der Mauer der Manucehr-Moschee zu Ani : Deutsche Bearbeitung von Walther Hinz. *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 101 : 241-269.
- Busse, H. (1961) Persische Diplomatik im Überblick Ergebnisse und Problem. *Der Islam* 37 : 202-45.
- Fragner, B. G. (1999) FARMĀN. In : *Encyclopedia Iranica*, IX : 282-295.
- 船田善之 (2007) 「蒙文直訳体の成立をめぐる」『語学教育フォーラム』13, 7-19.
- 船田善之 (2009) 「日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開 : 冒頭定型句の過渡期的表現を中心に」『史淵』46 : 1-23.
- Herrmann, G. (1973) Ein Erlaß des Ġalāyeriden Solṭān Ḥoseyn aus dem Jahr 780/1378. In : G. Wießner (ed.), *Erkenntnisse und Meinungen I*, Wiesbaden : 135-163.
- Herrmann, G. (2004) *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden.
- Herrmann, G. & Doerfer, G. (1975a) Ein persisch-mongolischer Erlass des Ġalāyeriden Šeyḥ Oveys.

- Central Asiatic Journal* 19: 1-84, +m. pls.
- Herrmann, G. & Doerfer, G. (1975b) Ein persisch-mongolischer Erlaß aus dem Jahr 725/1325. *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 125: 317-346.
- 本田實信 (1991) 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- Horst, H. (1964) *Die Staatsverwaltung der Grosselgügen und Hörazmšāhs (1038-1231)*. Wiesbaden.
- 岩武昭男 (1998) 「イルハン朝期のイドラール」『オリエント』41-2: 80-97.
- Khatībī, Ḥ. (1375kh) *Fann-i Nathr dar Adab-i Pārsi*. Tihṛān [2nd ed.].
- 近藤信彰 (2000) 「イラン・トゥラン・ヒンド：ペルシア語文化圏の発展と変容」『イスラーム・環インド洋世界』岩波書店 (岩波講座世界歴史 14): 93-114.
- 松川節 (1995) 「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』史学篇 29: 25-52.
- Minovi, M. & Minorsky, V. (1940) Naṣīr al-Dīn Ṭūsī on Finance. *BSOAS* 10-3: 755-789.
- Mitchell, C. (1997) Safavid Imperial Tarassul and the Persian Inshā' Tradition. *Studia Iranica* 26: 173-209.
- 宮紀子 (2003) 「モンゴルが遺した「翻訳」言語 (上)」『内陸アジア言語の研究』18.
- 宮紀子 (2012) 「Mongol baqši と bičikči たち」窪田順平 (編) 『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所: 37-64.
- 宮紀子 (2014) 「ジャライル朝スルタン・アフマドの金宝令旨より」杉山正明 (編) 『続 ユーラシアの東西を眺める』京都大学文学研究科: 15-52.
- 小野浩 (1993) 「[とこしえの天の力のもとに]: モンゴル時代発令文の冒頭定型句をめぐって」『京都橘女子大学研究紀要』20: 209-186.
- 小野浩 (2010) 「ディルシャード・ハトンとそのファルマーン」『女性歴史文化研究所紀要』18. 170-152.
- Papazian, H. D. (1962) Deux nouveaux iarlyks d'ilkhans. *Banber Matenadarani* 6: 379-401.
- Pelliot, P. (1923) *Les Mongols et la Papauté*, Paris.
- Paul, J. (1998) ENŠĀ'. In: *Encyclopedia Iranica*, VIII, 455-457.
- Qā'im-Maqāmī, J. (1350kh) *Muqaddama'i bar Shinākht-i Asnād-i Tārikhī*. Tihṛān.
- Qā'im-Maqāmī, J. (1347kh) Farmān-i mansūb ba Sultān Aḥmad Jalāyir. *Barrasī-hā-yi Tārikhī* 3, 5: 273-90.
- Šayḥ al-Ḥukamā'i, 'I. (2015) Study on a Decree of Amīr Čoban of 726 AH/1326 CE. *Orient* 50: 11-24.
- Šayḥ al-Ḥukamā'i, 'I. · 松井太 · 渡部良子 (2017) 「ジャライル朝シャイフ=ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡 2 点」『内陸アジア言語の研究』32: 49-149.
- Soudavar, A. (1992) Farmān of the Il-Khān Gaykhātu. In: A. Soudavar, *Art of the Persian Court*, New York: 34-35.
- 杉山正明 (1990) 「元代蒙漢合璧命令文の研究 (一)」『内陸アジア言語の研究』5.
- 杉山雅樹 (2013) 「ティムール朝末期における書簡作成の規定と実践: *Makhzan al-Inshā'* の記述を基に」『オリエント』56-1: 71-83.
- Takagi, S. (2015) The Īngū in Iran under the Ilkhanate. *Orient* 50: 77-90.

- 堤一昭 (2003) 「大元ウルス高官任命命令文研究序説」『大阪外国語大学論集』29: 175-194.
- Turan, O. (1958) *Türkiye Selçukluları hakkında Resmî Vesikalar : Metin, Tercüme ve Araştırmalar*. Ankara.
- Wātāba, R. (2000) Pazühishī dar Sāktār-i Majmū'a-hā-yi Munsha'āt-i Dabirī wa Taḥawwul-i Ā'in-hā-yi Nigārish dar Dawra-yi Mughūl. *Kitāb-i Māh : Tārīkh wa Juḡhrāfiyā* 32: 28-41.
- 渡部良子 (2002) 「『書記典範』の成立背景」『史学雑誌』111-7: 1-31.
- 渡部良子 (2003) 「モンゴル時代におけるペルシア語インシャー術指南書」『オリエント』46-2: 197-224.
- 四日市康博 (2015a) 「ユーラシア的視点から見たイル=ハン朝公文書」『史苑』75-2: 257-300.
- 四日市康博 (2015b) 「イルハン朝文書行政における朱印と朱印文書：元朝印章制度の伝播と変容」『史滴』37: 128-107.

(東京大学文学部)